

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題等各種の商取引、取引紛争の処理その他企業法務に有益な情報をお届けします。

## H&J 最新法令情報

No.64  
2019年11月1日

「H&J最新法令情報」(No. 64)をお送りします。

本号の《中国の最新法令》では、2018年11月及び12月に発布または施行された法令を紹介しています。また、「日本民法の改正（第5回）」では、売買契約における契約不適合責任を取り上げています。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

### 目次

- 中国の最新法令(2018年11-12月)
  - 【行政法規】
    - 中華人民共和国個人所得税実施条例 ..... 2
  - 【部門規章】
    - クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト（2018年版） ..... 2
    - クロスボーダー電子商取引小売輸入監督管理関連業務の整備に関する通知 ..... 3
    - クロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策の改善に関する通知 ..... 5
    - クロスボーダー電子商取引小売輸出入商品の監督管理関係事項に関する公告 ..... 5
- 日本民法の改正（第5回）
  - 売買契約における契約不適合責任（その1） ..... 8

## 中国の最新法令(2018年11-12月)

## 【行政法規】

## ■ 中华人民共和国个人所得税实施条例

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国令第 707 号

[发布日期] 2018 年 12 月 18 日

[施行日期] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

本实施条例是随着《个人所得税法》的修改而被修改。

作为《个人所得税法》的主要修改内容，对于居民判断标准导入了 183 天的规则（《个人所得税法》第 1 条第 1 款）。根据此规则，即使在中国境内无住所（户籍、家庭等），在一个纳税年度内居住累计满 183 天的个人将作为居民个人缴纳个人所得税。

但是，在中国境内无住所的个人在中国居住累计满 183 天的年度连续不满六年的期间内，经向主管税务机关备案，由境外单位或者个人支付的来源于中国境外的所得免于缴纳个人所得税。并且，关于该“连续 6 年”的年度，在一个纳税年度内从中国离境超过 30 天的，从第二年起将重新起算（第 4 条）。

[法令原文] [http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content\\_5351177.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content_5351177.htm)

## ■ 中華人民共和國個人所得稅實施條例

[發布部門] 國務院

[發布番号] 中華人民共和國國務院令 第 707 号

[發布期日] 2018 年 12 月 18 日

[施行期日] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

本实施条例は、「個人所得税法」の改正に伴って改正されたものである。

「個人所得税法」の主要な改正点としては、居住者の判定基準について 183 日ルールを導入したことがある（「個人所得税法」第 1 条 1 項）。これにより、中国国内に住所（户籍、家庭等）を有しなくても、一納税年度内に累計 183 日以上滞在する個人は、「居住者個人」として個人所得税を課税されることとなった。

もともと、中国国内に住所を有しない個人の場合は、所轄税務機関に届出をすることにより、累計 183 日以上中国に滞在した年数が連続 6 年に達するまで、中国国外の機構又は個人が支払う中国国外源泉所得について個人所得税が免除される。また、この「連続 6 年」の年数は、一納税年度内に 30 日以上中国から出国すれば、翌年から改めて計算される（第 4 条）。

## 【部門規章】

## ■ 跨境电子商务零售进口商品清单（2018 年版）

[发布部门] 财政部、发展改革委等 13 个部门

[发布文号] 公告〔2018〕157 号

[发布日期] 2018 年 11 月 20 日

[施行日期] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

通过跨境电子商务在中国零售进口商品限定于本清单所记载商品。

2018 年版本清单共包括 1321 项商品，本清单于 2019 年 1 月 1 日起实施。本清单实施后，2016 年所发布的两批清单同时废止。

## ■ クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト（2018 年版）

[發布部門] 財政部、發展改革委員會等 13 部門

[發布番号] 公告〔2018〕157 号

[發布期日] 2018 年 11 月 20 日

[施行期日] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

クロスボーダー電子商取引により中国に小売輸入される商品は、本リストに記載された商品に限定される。

2018 年版の本リストには総計 1321 品目の商品が含まれており、本リストは 2019 年 1 月 1 日から施行されている。2016 年に公布された二つのリス

トは、本リストの施行と同時に廃止された。

[法令原文] [http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/06/content\\_5346158.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/06/content_5346158.htm)

■ 关于完善跨境电子商务零售进口监管有关工作的通知

[发布部门] 商务部、发展改革委、财政部、海关总署、税务总局、市场监管总局

[发布文号] 商财发〔2018〕486号

[发布日期] 2018年11月28日

[施行日期] 2019年1月1日

[概要]

本通知是针对跨境电子商务零售进口相关监管问题所作出的规定。

跨境电商零售进口是指中国境内消费者通过跨境电商第三方平台经营者自境外购买商品，并通过“网购保税进口”（海关监管方式代码1210）或“直购进口”（海关监管方式代码9610）运递进境的消费行为。通过此类方式进口的商品应符合以下条件（第1条）：

- 1 属于《跨境电子商务零售进口商品清单》内、限于个人自用并满足跨境电商零售进口税收政策规定的条件。
- 2 通过与海关联网的电子商务交易平台交易，能够实现交易、支付、物流电子信息“三单”比对。
- 3 未通过与海关联网的电子商务交易平台交易，但进出境快件运营人、邮政企业能够接受相关电商企业、支付企业的委托，承诺承担相应法律责任，向海关传输交易、支付等电子信息。

另外，自境外向境内消费者销售跨境电商零售进口商品的境外注册企业作为跨境电商企业（第2条第1款），应承担以下义务（第4条第1款）。

- 1 承担商品质量安全的主体责任，并按规定履行相关义务。应委托一家在境内办理工商登记的企业，由其在海关办理注册登记，承担如实申报责任，依法接受相关部门监管，并承担民事连带责任。
- 2 承担消费者权益保障责任，包括但不限于商品信息披露、提供商品退换货服务、建立不合格或缺陷商品召回制度、对商品质量侵害消费者权益的赔付责任等。当发现相关商品存在质量安全风险或发生质量安全问题时，应立即停止销售，召回已销售商品并妥善处理，防止其再次流入市场，并及时将召回和处理情况向海关等监管部门报告。
- 3 履行对消费者的提醒告知义务，会同跨境电商平台在商品订购网页或其他醒目位置向消费者

■ クロスボーダー電子商取引小売輸入監督管理関連業務の整備に関する通知

[発布部門] 商務部、發展及び改革委員會、財政部、海關總署、稅務總局、市場監管總局

[発布番号] 商財発〔2018〕486号

[発布期日] 2018年11月28日

[施行期日] 2019年1月1日

[概要]

本通知はクロスボーダー電子商取引による小売輸入の監督管理に関する規定である。

クロスボーダー電子商取引による小売輸入とは中国国内の消費者がクロスボーダー電子商取引第三者プラットフォーム経営者を經由して国外から商品を購入し、「インターネットショッピング保税輸入」（税関監督管理方式コード1210）又は「直接購入輸入」（税関監督管理方式コード9610）によって中国国内に輸入する消費行為をいう。これにより輸入される商品は、以下の条件を満たさなければならない（第1条）。

- 1 「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」に記載され、個人用で、かつクロスボーダー電子商取引小売輸入税收政策規定に定める条件を満たすこと。
- 2 税関とネットワーク接続されている電子商取引プラットフォームを經由して取引を行う場合は、取引、支払い、物流の電子情報の「三書類」の照合ができること。
- 3 税関とネットワーク接続している電子商取引プラットフォームを經由しないで取引を行う場合は、国際速達運営者、郵政企業が関連電子商取引企業、支払企業の委託を受け、相應の法律責任を負うことを承諾し、税関に取引、支払い等の電子情報を送信すること。

なお、中国国外から中国の消費者にクロスボーダー電子商取引小売輸入商品を販売する中国国外で設立された企業は、「クロスボーダー電子商取引企業」（第2条第1項）として、以下の義務を負う（第4条第1項）。

- 1 商品品質安全の主体として責任を負い、規定に従い関係義務を履行する。中国国内で工商登記の手続を代行する企業に委託して、当該企業が税関で登録登記手続を行い、法に従い関係部門の監督管理を受け、民事連帯責任を

- 提供风险告知书，消费者确认同意后方可下单购买。告知书应至少包含以下内容：
- ① 相关商品符合原产地有关质量、安全、卫生、环保、标识等标准或技术规范要求，但可能与我国标准存在差异。消费者自行承担相关风险。
  - ② 相关商品直接购自境外，可能无中文标签，消费者可通过网站查看商品中文电子标签。
  - ③ 消费者购买的商品仅限个人自用，不得再次销售。
- 4 建立商品质量安全防控机制，包括收发货质量管理、库内质量管控、供应商管理等。
  - 5 建立健全网购保税进口商品质量追溯体系，追溯信息应至少涵盖国外启运地至国内消费者的完整物流轨迹，鼓励向海外发货人、商品生产商等上游溯源。
  - 6 向海关实时传输施加电子签名的跨境电商零售进口交易电子数据，可自行或委托代理人向海关申报清单，并承担相应责任。
- 本通知适用于北京、天津、上海等 37 个试点城市，非试点城市的直购进口业务参照本通知执行（第 6 条）。
- 2 負わなければならない。
  - 2 消費者の權益を保障する責任を負う。この中には、商品情報の開示、商品の返品交換サービスの提供、不合格又は瑕疵商品のリコール制度の構築、商品品質による消費者の權益に対する侵害の損害賠償責任等が含まれる。製品に品質安全リスクが存在することが発見され、又は品質安全問題が発生した場合は、直ちに販売を停止し、既に販売した商品をリコールし、妥当な処理を行い、市場への再流入を防止し、遅延なくリコール及び処理の状況を税関等の監督管理部門に報告しなければならない。
  - 3 消費者に対する注意告知義務を履行し、クロスボーダー電子商取引プラットフォームと連携して注文ウェブサイト又はその他の目立つところに消費者に対するリスク告知書を表示し、消費者が確認し、同意した場合に初めて注文することができるようにする。告知書には少なくとも以下の内容が含まなければならない。
    - ① 関連商品は品質、安全、衛生、環境保護、標識等に関する原産地の標準又は技術規範の要求に合致するが、中国の標準との相違が存在する可能性があること。消費者が自ら関係リスクを負うことになること。
    - ② 関連商品は中国国外から直接に購入されるため、中文のラベルがないことがあるが、消費者はウェブサイトを通じて商品の電子中文ラベルを閲覧することができること。
    - ③ 消費者は購入する商品を個人使用に限定されており、転売することができないこと。
  - 4 商品品質安全リスク予防抑制制度を構築する。この中には、商品受発送の品質管理、倉庫内の品質管理、サプライヤー管理等が含まれる。
  - 5 ネットショッピング保税輸入商品品質追跡システムを構築し、完備する。追跡情報は、少なくとも国外の発送地から国内の消費者までの完全な物流の追跡を含まなければならない、海外の荷送人、商品の生産者等上流まで追跡できるようにすることを奨励する。
  - 6 電子署名を使用したクロスボーダー電子商取

引小売輸入取引電子データの税関へのリアルタイム送信は、自ら又は代理人に委託して行うことができる。

本通知は、北京、天津、上海等 37 個の試行都市に適用され、非試行都市の直接購入輸入業務は本通知を参照して執行される（第 6 条）。

[法令原文] [http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/01/content\\_5345041.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/01/content_5345041.htm)

■ 关于完善跨境电子商务零售进口税收政策的通知

[发布部门] 财政部、海关总署、税务总局

[发布文号] 财关税〔2018〕49 号

[发布日期] 2018 年 11 月 29 日

[施行日期] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

为了促进跨境电子商务零售行业的健康发展，本通知对跨境电子商务零售进口税收政策作出修改如下：

- 1 对跨境电子商务零售进口商品执行关税税率为 0% 的范围由单次交易限值人民币 2000 元提高至 5000 元，年度交易限值人民币 20000 元提高至 26000 元。
- 2 完税价格超过 5000 元单次交易限值但低于 26000 元年度交易限值，且订单下仅一件商品时，可以自跨境电商零售渠道进口，按照货物税率全额征收关税和进口环节增值税、消费税，交易额计入年度交易总额，但年度交易总额超过年度交易限值的，应按一般贸易管理。

[法令原文] <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3929562/content.html>

■ 关于跨境电子商务零售进出口商品有关监管事宜公告

[发布部门] 海关总署

[发布文号] 公告〔2018〕194 号

[发布日期] 2018 年 12 月 10 日

[施行日期] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

本公告适用于通过跨境电子商务交易平台实现零售进出口商品交易，并根据海关要求传输相关交易电子数据的跨境电子商务企业、消费者（订购人）。

境外跨境电子商务企业应注意事项如下：

- 1 境外的跨境电子商务企业应委托境内代理人向

■ クロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策の改善に関する通知

[発布部門] 財政部、海關総署、税務総局

[発布番号] 財関税〔2018〕49 号

[発布期日] 2018 年 11 月 29 日

[施行期日] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

クロスボーダー電子商取引小売業界の健全な発展のため、本通知はクロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策について以下の改正が行われた。

- 1 クロスボーダー電子商取引小売輸入商品に課される関税 0% の範囲が、一回あたりの限度額については 2000 元から 5000 元に引き上げられ、年度あたりの限度額は 20000 元から 26000 元に引き上げられた。
- 2 一回あたりの課税価格が 5000 元を超えるが、年度あたりの限度額 26000 元より低く、かつ注文した商品は 1 つしかない場合、クロスボーダー電子商取引小売輸入として輸入することができるが、貨物に適用される税率に従って関税、輸入段階の増徴税、消費税の全額が徴収される。年度あたりの限度額を超える場合は、一般貿易として管理される。

■ クロスボーダー電子商取引小売輸出入商品の監督管理関係事項に関する公告

[発布部門] 海關総署

[発布番号] 公告〔2018〕194 号

[発布期日] 2018 年 12 月 10 日

[施行期日] 2019 年 1 月 1 日

[概要]

本公告は、クロスボーダー電子商取引プラットフォームを経由して商品の小売輸出入取引を行い、税関の要求に従って関連取引の電子データを送信するクロスボーダー電子商取引企業、消費者（注文者）に適用される。

- 代理人所在地海关办理登记。同时，参与跨境电子商务零售进出口业务并在海关注册登记的企业，海关根据信用等级实施通关管理措施（第2条第1款、第3条）。
- 2 对跨境电子商务直购进口商品及适用“网购保税进口”（监管方式代码 1210）进口政策的商品，按照个人自用进境物品监管，不执行有关商品首次进口的相关要求。但对相关部门明令暂停进口的疫区商品和对出现重大质量安全风险的商品启动风险应急处置时除外。适用“网购保税进口A”（监管方式代码 1239）进口政策的商品，按《跨境电子商务零售进口商品清单（2018版）》尾注中的监管要求执行（第4条）。
  - 3 跨境电子商务平台、跨境电子商务企业境内代理人、支付企业、物流企业应当通过国际贸易“单一窗口”或跨境电子商务通关服务平台向海关传输交易、支付、物流等电子信息，并对数据真实性承担相应责任。直购进口模式下，跨境电子商务企业境内代理人在承诺承担相应法律责任的前提下，可以将上述向海关传输交易等数据委托邮政企业等（第6条）。
  - 4 跨境电子商务企业境内代理人应对交易真实性和消费者（订购人）身份信息真实性进行审核。身份信息未经国家主管部门或其授权的机构认证的，订购人与支付人应当为同一人（第9条）。
  - 5 跨境电子商务零售进口商品相关税金（关税和进口环节增值税、消费税），商品消费者（订购人）为纳税义务人，在海关注册登记的跨境电子商务平台企业、物流企业或申报企业承担代收代缴义务（第13条）。
- 国外クロスボーダー電子商取引企業は、以下の事項について留意する必要がある。
- 1 中国国外のクロスボーダー電子商取引企業は中国国内の代理人に委託して代理人所在地の税関で登録登記を行わなければならない。また、クロスボーダー電子商取引小売輸出入業務に参加し、税関において登記されてされる企業については、税関が信用レベルに従って通関管理措置を実施する（第2条第1項、第3条）。
  - 2 クロスボーダー電子商取引による直接購入輸入商品及び「ネットショッピング保税輸入」（監督管理方式コード1210）輸入政策が適用される商品は、個人用輸入物品として監督管理され、当該商品の初回輸入に関する要求を執行しない。ただし、関係部門の命令により輸入が一時停止とされた伝染病発生地域の商品及び重大な品質安全リスクの出現した商品につきリスク応急処置が発動された場合はこの限りでない。「ネットショッピング保税輸入A」（監督管理方式コード1239）輸入政策が適用される商品は、「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト（2018年版）」末尾の注記載の監督管理要求に従い執行する（第4条）。
  - 3 クロスボーダー電子商取引プラットフォーム、クロスボーダー電子商取引企業の中国国内の代理人、支払企業、物流企业は、国際貿易“シングルウィンドウ”またはクロスボーダー電子商取引通関サービスプラットフォームを通じて、税関に対し取引、支払、物流等電子情報を送信するものとし、かつそのデータの真実性につき相応の責任を負う。直接購入輸入方式による場合、クロスボーダー電子商取引の中国国内の代理人は、自ら法律責任を負うことを承諾する前提で、上記税関への取引等の電子情報の送信を郵政企業等に委託することができる（第6条）。
  - 4 クロスボーダー電子商取引の中国国内の代理人は、取引の真実性及び消費者（注文者）の身分情報の真実性を審査する。注文者と支払者の身分情報は、国家監督部門またはその授権機構の承認がない限り、同一でなければならない（第9条）。
  - 5 クロスボーダー電子商取引の小売輸入商品にかかる税金（関税及び輸入段階の増徴税、消

費税)については、商品の消費者(注文者)を納税義務者とし、税関に登録されているクロスボーダー電子商取引プラットフォーム企業、物流企業または申告企業は源泉徴収義務を負う(第13条)。

[法令原文] <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2140731/index.html>

## 日本民法の改正（第5回）

## ■ 売買契約における契約不適合責任（その1）

## (1) 契約不適合責任の概要

現行民法では、売買の目的物に不具合・欠陥（いわゆる「瑕疵」）があった場合、当該売買契約が特定物売買か不特定物売買かで区別し、特定物売買の場合には瑕疵担保責任（現行「民法」第570条等）を適用し、不特定物売買の場合には債務不履行責任（現行「民法」第415条）が適用されるとしています。

改正民法は、現行の瑕疵担保責任を廃止し、売買の目的物に瑕疵があった場合の売主の責任については、特定物売買か不特定物売買かで区別せず、目的物が契約内容から乖離していることに対する責任（以下「契約不適合責任」といいます）として新たに規定しています。この契約不適合責任は、売主は買主に対して売買の目的物が種類、品質及び数量について契約に適合することを確保する義務を負うと捉え、債務不履行責任として整理される点に特徴があります。

## 【改正民法第562条】

- 1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

## 【改正民法第563条】

- 1 前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)



**【改正民法第564条】**

前二条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

**(2) 契約不適合責任のポイント****① 「契約の内容に適合しないものである」こと**

契約不適合責任の要件は、目的物が「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである」ことです。現行民法の「隠れた瑕疵」の概念は、「契約の内容に適合しない」という概念に置き換えられています。

「契約の内容」とは、「合意の内容や契約書の記載内容だけでなく、契約の性質（有償か無償かを含む。）、当事者が契約をした目的、契約締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情に基づき、取引通念を考慮して評価判断されるべきものである」とされています（「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（平成25年7月4日補訂））。なお、現行民法における数量不足の場合の瑕疵担保責任（現行「民法」第565条）は、「契約の内容に適合しないものであること」に含めて取り扱われることとなります。

**② 買主の善意無過失という従前の要件は不要であること**

現行民法の瑕疵担保責任において「隠れた」とは、買主が取引上要求される通常の注意義務をもってしても発見できないことをいうとされており、「瑕疵」について買主が契約締結時に善意無過失であることをいうと考えられています。

改正民法は、目的物の契約不適合が「隠れた」ものであることを要求していません。したがって、目的物の契約不適合に対する買主の善意無過失の要件は不要となり、目的物について買主が欠陥を認識している場合や、欠陥が外形上明らかな場合であっても、「契約の内容に適合しない」場合があり得ることになります。

**③ 契約不適合責任に基づく損害賠償請求には売主の帰責性が必要となること**

現行民法の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求は、伝統的な法定責任説の立場から、売主の無過失責任（売主の帰責性は不要）であると解釈されていました。

改正民法は、契約不適合責任を債務不履行責任の一つであるとしています。したがって、売買の目的物が契約不適合であっても、「債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるもの」であるときは、買主は契約不適合責任に基づく損害賠償請求をすることはできません（改正「民法」第415条1項ただし書）。

④ 不特定物売買にも適用があること

改正民法は、前記のとおり、特定物売買か不特定物売買かで区別をすることはせず、引渡された目的物が「種類、品質及び数量に関して契約の内容に適合しないもの」であれば、売主は契約不適合責任を負うことになります。

契約不適合責任に関する民法および商法の規定は、現行民法の瑕疵担保責任の規定と同様、任意規定と解されており、当事者間の契約で民法および商法の規定と異なる合意をすることは可能です。そのため、取引基本契約書等においては、契約不適合責任について、明確に規定しておくことが重要です。

次回「売買契約における契約不適合責任（その2）」では、契約不適合責任における買主の救済方法について説明します。

【渡部祐大】

---

弁護士法人 久田・神保法律事務所

---

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：[info@lexhh.com](mailto:info@lexhh.com)



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。  
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。  
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。